情報センター運営対策会議設置運営要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2009. 07. 01
2.0	組織体制変更に伴う、構成員(センター長)の追加および書式変更(目次追加等)	2010. 07. 01
3.0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
4. 0	役員執行体制の変更に伴う改正 (改廃) 第8条 削除	2011. 07. 08
5. 0	機構改革に伴う改正および任務の見直し	2012. 04. 01
6. 0	役員の兼職・兼業規制にかかる会議体名称の変更	2013. 04. 01
7. 0	センター長選任に伴う改正	2014. 04. 01
8. 0	系統団体の正式名称を追記	2014. 08. 18
9. 0	第3条 開催時期、第4条 構成員、第5条 任務について改正	2018. 01. 01
9. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
9. 2	中央会、信連の役職名変更	2024. 08. 01

目 次

第 1条 目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\cdots 1
---	------------

第 2条 名称

第 3条 開催時期

第 4条 運営

第 5条 任務

第 6条 招集

第 7条 事務局

第 8条 改廃

情報センター運営対策会議設置運営要領

規程番号 2001-0000-06-要制定日 2009年 7月 1日 改正日 2024年 8月 1日

(目的)

第 1条 株式会社三重県農協情報センター(以下「センター」という)の経営全般に亘る重要課題 について、三重県農業協同組合中央会(以下「中央会」という)および三重県信用農業協同 組合連合会(以下「信連」という)との間で共有を図るとともに、その解決策について検討 をおこなうことを目的とする。

(名称)

第 2条 この会は、情報センター運営対策会議(以下「会議」という)と称する。

(開催時期)

第 3条 この会議は、情報センター運営対検討策会議において、この会議に付議すべきと判断した 案件が発生した時、構成員と調整し、開催する。

(運営)

- 第 4条 この会議の議長は、センター社長があたり、構成員は次のとおりとする。
 - (1) 中央会 専務理事、常務理事
 - (2) 信連 理事長、専務、システム担当理事
 - (3) センター 社長、センター長
 - (4) その他検討に必要な者

(任務)

- 第 5条 この会議は、次の事項について検討する。
 - (1) 県域電算機能の検討
 - (2) センター運営課題の検討
 - (3) 危機管理にかかる体制、対策の検討
 - (4) その他目的達成に必要な事項

(招集)

第 6条 この会議の招集は、センター社長があたる。

(事務局)

第 7条 この会議の事務局は、センター総務部に置く。